

令和元年度 教養教育科目(自然・科学)
環境と生活－日本の地震防災－
(1月10日)

地震災害軽減技術－事前と事後－

事前

- 地震そのものの調査と研究
 - 観測点の増加
 - 例:増加の図で説明
 - 潮位観測点はまだ足りない?
 - 期待の星:S-NET
 - 研究交流
- 防災教育
 - 国の施策として小中高等学校の教育も見直し(H23以降)
 - 最中対策と関係して,地域防災リーダー作成用のマニュアル
 - (民間資格)防災士
- 地震動予測
 - 研究の推進.成果は地震動予測地図として発表
- 被害推定
 - 被害地震の分析により,被害関数の精度向上
- 耐震設計
 - 建築物:1981年の基準法改正で概ねOK
 - 土木構造物:1995年を踏まえて見直し.その後,地震動による被害はない
 - 新しい技術の導入:免震,制振
 - 今後の課題
 - 対津波設計
 - 基礎がずれる場合の対処
- 耐震補強
 - 新しい技術の導入
 - 大型振動台による確認

事後

- 復旧と復興策
 - 復旧方法の事前検討
 - 防災訓練とタイアップ
 - 復興策の事前検討
 - 事前復興という考えの導入
- 知見の蓄積と既存技術の見直し
 - 行政として
 - 学界として

災害対策基本法(公助の裏付け)

確認

災害対応の主体

自助・公助・共助というモデル

公助

市町村, 県, 国, 警察, 消防といった行政機関による対応

- 法の整備と執行
- 防災教育
- 人材育成

法整備の目的(背景)

災害が起こった場合, その対策が省庁によりばらばらで防災行政が十分な効果を上げられない状況を整理したもの.

従来の災害に関する極めて多くの法律がそれぞれの分野で整備されていたため, 根本的な欠陥を補い, 災害対策全体の体系化を図り, 総合的で計画性をもつことを目指した.

目的(法律)

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

経緯

防災に関係する機関の例

市町村から見た場合

- 市町村役場
- 教育委員会
- 消防機関
- 警察
- 県
- 国の地方機関
- 自衛隊
- 公共機関
 - 赤十字, 鉄道会社, 電話会社, 電力会社, 放送局, 医師会, 他
- 公共団体その他防災上重要な施設の管理者
 - 商工会, 農協等, 危険物関係管理者, 他

特徴

- 防災行政責任の明確化

- 総合的防災行政の推進
 - 総合調整機関
 - 国
 - 地方
 - 災害発生時の体制
 - 国
 - 地方
- 計画的防災行政の推進
 - 計画の作成
 - 中央防災会議
 - 指定行政機関
 - 指定公共機関
 - 都道府県・市町村
- 激甚災害に対する財政援助
- 災害緊急事態に対する措置

以上